

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
の翌日)

## 目次

- ◆告示 保険医療機関等の指定  
国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの  
普通母樹林の指定の解除  
土地改良事業の認可(三件)  
土地改良区の成立  
都市計画法第六十六条による告示(二件)  
道路の位置の指定  
昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号の一部改正  
昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正
- ◆公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

## 告示

### 鳥取県告示四十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。  
昭和四十八年一月十六日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
安達医院	米子市西三柳二、〇四八	昭和四十七年十二月二十四日
吹野小児科、内科医院	米原七九八の二	十五日
鳥取県立厚生病院	倉吉市下田中三四三	二十日
田中薬局	西伯郡淀江町淀江五七三	十八日
細田医院	西伯町法勝寺三九八	十五日
大山町国民健康保険 大山寺診療所	大山町大山 字上野原一四五の三	二十七日

### 鳥取県告示第五十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
細 田 医 院	西伯郡西伯町法勝寺 三九八	昭和四十七年十二月十五日
大山町国民健康保険 大山寺診療一所	" 大山町大山 字上野原一四五の三	" 二十七日

鳥取県告示第五十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同法同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

普通母樹林

指定番号	指定解除年月日	樹 種	所 在 場 所	面 積	所有者等の住所及び氏名
四十五 六十三	昭和四十八年 一月十六日	あかまつ くろまつ	倉吉市上古川 八九二	〇・四〇 ヘクタール	倉吉市上古川 桑 垣 健 治
四十六 八	"	す ぎ	西伯郡中山町羽田 三九一、四一八―四	〇・〇四	西伯郡中山町羽 田 井 市 橋 正 行

鳥取県告示第五十二号

船岡町長から申請のあつた町営土地改良（殿地区農道整備）事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十三号

船岡町長から申請のあつた町営土地改良（殿地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十四号

米子市彦名町一七五一番地千崎照雄ほか七十九人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（二番川地区かんがい排水）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月十一日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示五十五号

八頭郡河原町大字曳田一六三番地市村英雄ほか十八人の者から設立認可申請のあつた八上土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月十一日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業一等大路第三類第二号正蓮寺晩稲線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

鳥取市安長字大磯、字矢倉田柳ヶ坪、字梅登、字堅田、字平森、字正

ヶ坪、字西魚尾及び字東魚尾、秋里字上六石橋、字中刺及び字下大石橋並びに南隈字捻斗田地内

鳥取県告示五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業二等大路第二類第七号飛行場布勢線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

鳥取市湖山町字西代、字井戸東上道、字帆城、字飯島及び字下帆城、桂見字中帆城灘、字中帆城及び字先帆城並びに布勢字河徳地内

鳥取県告示五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、昭和四十八年一月十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定によ

り告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
大阪市北区南本町四丁目四七 伊藤忠不動産株式会社 代表取締役 越後 正之	東伯郡三朝町大字大瀬字粟谷三ノ一・四ノ三の一部	幅員 五・五〇メートル 延長 二一〇四・〇〇メートル

**鳥取県告示第五十九号**

昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号（鳥取県指定金融機関の名称位置、出納区域及び取扱事務について）の一部を次のように改正する。

昭和四十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社山陰合同銀行米子支店岸本出張所」を「株式会社山陰合同銀行岸本支店」に改める。

**鳥取県告示第六十号**

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「倉吉信用金庫上井支店」を「倉吉信用金庫倉吉駅前支店」に改める。

**公安委員会告示**

**鳥取県公安委員会告示第三号**

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年一月十六日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十八年一月二十五日午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市瓦町五七九 前 田 正 子

鳥取市富安三〇〇の一 幸 谷 勝 夫

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】